

平成 17 年 (ワ) 第 87 号、平成 18 年 (ワ) 第 16 号

遺伝子組換え稲の作付け禁止等請求事件

原 告 山田稔 外 22 名

被 告 独立行政法人 農業・食品産業技術総合研究機構

準備書面 (3 1)

被告推薦「東京大学大学院農学生命科学研究科応用生命化学専攻」について
(原告ら準備書面 (1 9) 第 2 に対する反論)

平成 1 9 年 3 月 1 2 日

新潟地方裁判所高田支部合議係 御中

被告訴訟代理人弁護士 畑 中 鐵 丸



同 弁護士 山 岸 純



- 1 吉村教授は鉄欠乏耐性遺伝子組換えイネを開発したグループの中心人物ではないこと
 - (1) 吉村教授が、「極限土壌ストレスにおける植物の耐性戦略」研究に関し、第三者の研究課題別事後評価結果 (甲 8 6) に研究参加者として名を連ねていることは事実である。しかし、吉村教授は、当該「極限土壌ストレスにおける植物の耐性戦略」研究における二本柱のうち、「アルミニウム過剰耐性研究班」の 3 グループのうちの一つのグループのリーダーではあるが、「鉄欠乏耐性研究グループ」のメンバーではない。
 - (2) また、「鉄欠乏耐性研究グループ」が発表し、吉村教授連名にかかる論文についても、吉村教授は、鉄欠乏耐性を付与するための遺伝子組換えについては、何らの関与も行っておらず、単に、「鉄とムギネ酸類 (大麦の根から分泌される有機酸の一種) との結合構造に関する考え方」について、一定の示唆を行ったにすぎない。
 - (3) 以上のことから、吉村教授は、研究者として、鉄欠乏耐性遺伝子組換えイネの開発に関与した経験はなく、ましてや原告らが主張するような「鉄欠乏耐性遺伝子組換えイネ (以下、「鉄欠乏耐性 GM イネ」という) を開発したグループ (原告ら準備書面 (1 9) 4 頁第

2、第4段落)」「の中心的人物の一人(同)」ではないことは明らかである。

- (4) したがって、原告らの「本実験を擁護、支持する恐れは避けがたい」との懸念も杞憂にすぎない。

2 鉄欠乏耐性遺伝子組換え実験は、本件裁判とは関係がないこと

- (1) 仮に、原告らが、本鑑定嘱託先の公正性を論じるのであれば、直接本件GMイネ実験についての関与の有無、例えば、「公的に本件GMイネ推進を支持したか否か」で判断すべきであり、他の実験についての関与の有無で判断すべきではない。
- (2) もとより、鉄欠乏耐性遺伝子組換え実験は、まさにイネに対して鉄欠乏耐性を発現する遺伝子を組み入れる実験であって、本件GMイネ実験のようにカラシナ・ディフェンシンを発現する遺伝子を組み入れる実験ではない。

したがって、東京大学大学院農学生命科学研究科応用生命化学専攻が、「カラシナ・ディフェンシンの流出に関する本鑑定」を行うことについて、何ら公正性を疑わせるようなことにはならない。

以上